

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第7号

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則（平成14年香川県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付けの決定等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 教育長は、奨学金の貸付けを受ける者及びその保証人が特に留意すべき事項を定め、前項の規定による通知と併せて通知するものとする。</u></p> <p>(借用証書の提出)</p> <p>第7条 <u>第4条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに、高等学校等奨学金借用証書（第2号様式。以下「借用証書」という。）に高等学校等奨学金返還計画書（第3号様式。以下「返還計画書」という。）その他教育長が必要と認める書類を添付して、教育長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 借用証書を提出した者は、当該借用証書に記載した事項の変更（次に掲げるものに限る。）が生じたときは、速やかに、変更後の借用証書及び返還計画書を、教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>奨学金の額の変更</u></p> <p>(2) <u>貸付期間の変更</u></p> <p>(3) <u>連帯保証人の変更</u></p> <p>(返還の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>返還計画書を提出した者は、当該返還計画書に記載した奨学金の返還の方法を変更したときは、速やかに変更後の返還計画書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(貸付けの決定等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(借用証書の提出)</p> <p>第7条 <u>奨学生は、奨学金の貸付けを受けたときは、高等学校等奨学金借用証書（第2号様式）に高等学校等奨学金返還計画書（第3号様式）を添付して、教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(返還の方法)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>前条の高等学校等奨学金返還計画書を提出した者は、当該高等学校等奨学金返還計画書に記載した奨学金の返還の方法を変更したときは、速やかにその旨を教育長に届け出なければならない。</u></p> <p>3・4 略</p>

第2号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

高等学校等奨学金借用証書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

〒
住 所

氏 名 ㊟

電話番号

連帯保証人

〒
住 所

氏 名 ㊟

電話番号

次のとおり奨学金を借用します。

ついては、香川県高等学校等奨学金貸付条例、香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則及び同規則第4条第3項の規定により教育長が定める事項を承知の上、相違なく返還の義務を履行します。

また、連帯保証人の責任等に関する十分な説明及び文書の交付を受け、その内容について理解しました。

貸付決定番号		第 号
奨学金の額	月額	円
	総額	円
貸付期間		年 月から 年 月まで

備考1 貸付けを受ける・受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。

2 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

高等学校等奨学金借用証書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

住 所

氏 名 ㊟

連帯保証人

住 所

氏 名 ㊟

次のとおり奨学金を借用しました。

貸付決定番号	第 号
貸付けを受けた奨学金の額	円
貸付けを受けた期間	年 月から 年 月まで

備考1 貸付けを受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。

2 連帯保証人の印に係る印鑑登録証明書を添付してください。

第3号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

高等学校等奨学金返還計画書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 ㊟
電話番号

連帯保証人
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

次のとおり奨学金を返還します。

貸付決定番号	第 号			
奨 学 金 の 額	円			
返 還 の 方 法	1 年 賦	返 還 月	毎 年 月	
		返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	2 半年賦	返 還 月	毎 年 月及び 月	
		返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	3 月 賦	返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	4 その他 1年内 の割賦	返還の月 又は月日		
		返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	5 一括			

- 備考1 貸付けを受ける・受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。
2 貸付けを受ける・受けた者及び連帯保証人は、高等学校等奨学金借用証書に押印したものと同一の印を用いて押印してください。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第3号様式（第7条関係）

（日本工業規格A列4番）

高等学校等奨学金返還計画書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 ㊟

連帯保証人
住 所
氏 名 ㊟

次のとおり奨学金を返還します。

貸付決定番号	第 号			
貸付けを受けた 奨 学 金 の 額	円			
返 還 の 方 法	1 年 賦	返 還 月	毎 年 月	
		返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	2 半年賦	返 還 月	毎 年 月及び 月	
		返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	3 月 賦	返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	4 その他 1年内 の割賦	返還の月 又は月日		
		返還期間	年 月から 年 月まで	
		割賦の額 及び回数	円 回 (最終回の返還額 円)	
	5 一括			

- 備考1 貸付けを受けた者及び連帯保証人の氏名は、自署してください。
2 貸付けを受けた者及び連帯保証人は、高等学校等奨学金借用証書に押印したものと同一の印を用いて押印してください。

2 この規則の施行の際現に締結されている香川県高等学校等奨学金の貸付けの契約については、改正後の香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。